



年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案・「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案に係るパブリックコメント手続きの開始について

2021年6月25日より7月24日まで、次の通りパブリックコメント制度に基づく意見募集が行われております。なお、本件は確定拠出年金（DC）に関するご案内であり、企業型DC制度を実施していないお客様におかれましては特段のご対応は不要です。

- [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」](#)
- [「「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する御意見募集（パブリックコメント）について」](#)

I. 概要

[「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」](#)は2022年に順次施行される「DCの受給開始時期選択肢の拡大」「DCの加入可能年齢引上げ」「企業型DC加入者の個人型DC加入要件緩和」等に係る施行規則案等がパブリックコメントに付されたものです。

[「「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する御意見募集（パブリックコメント）について」](#)は「運用の方法の除外に関する事項」として、昨年の社会保障審議会企業年金・個人年金部会にて議論をされておりましたが、既に保有している運用の方法の売却を伴わない方法による商品除外方法が定められる見込みです。

II. 変更点・施行時期等

1. 確定拠出年金法施行規則等の改正

主な改正項目の概要は以下の通りです。公布日は令和3年(2021年)8月(予定)とされています。

表題	概要	施行日
DCの受給開始時期選択肢拡大に伴う措置	○ 令和2年改正法第21条の規定により、確定拠出年金（以下「DC」という。）の老齢給付金の受給開始時期の選択肢について「60歳から70歳まで」から「60歳から75歳まで」に変更となること等を踏まえ、退職手当等の支払いが行われたときに、事業主が、企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（以下「企業型記録関連運営管理機関」という。）に通知を行う企業型年金加入者等の年齢範囲を「46歳以上」から「41歳以上」	2022年4月1日 施行予定

	<p>に改める。(DC則の改正)</p> <p>○退職手当等の支払いを受けて退職所得控除額の控除を行ったときに、国民年金基金連合会に届出を行う対象となる個人型年金加入者等の年齢範囲を「46歳以上」から「41歳以上」に改める。(DC則の改正)</p>	
DCの加入可能年齢の引上げに伴う措置	<p>①令和2年改正法第22条の規定により、企業型年金の加入可能年齢が引き上がることに伴い、以下のとおり改正を行う。(DC則の改正)</p> <p>イ 企業型年金加入者がその資格を取得した日において60歳以上であるときは、企業型記録関連運営管理機関(記録関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型記録関連運営管理機関等」という。)は、他の企業型記録関連運営管理機関等に対し当該企業型年金加入者が企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者に該当するか否かの確認に必要な情報の提供を求めるものとする。(DC則の改正)</p> <p>ロ 企業型年金規約に定める資格を喪失したときであって年齢に関する資格を定め当該年齢に到達することによって当該資格を喪失した場合は、喪失するに至った日を資格喪失日とする。(DC則の改正)</p> <p>ハ 老齢給付金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、他の企業型記録関連運営管理機関等に対し当該請求を行った者に係る企業型年金加入者の資格の有無に係る情報の提供を求めることができるものとする。(DC則の改正)</p> <p>ニ 通算加入者等期間を有しない者は、企業型年金加入者となった日又は企業型年金加入者であった者が60歳に到達した日のいずれか遅い日から起算して5年を経過した日から老齢給付金の支給を請求できることとする。(DC則の改正)</p> <p>②令和2年改正法第22条の規定により、個人型年金の加入可能年齢が引き上げられることに伴い、個人型年金加入者等について、①のニに準じた改正を行う。(DC則の改正)</p>	<p>2022年5月1日 施行予定</p>
脱退一時金の見直しに伴う措置	<p>○令和2年改正法第21条の規定により、確定拠出年金法(平成13年法律第88号。以下DC法という。)附則第2条の2の規定による脱退一時金の支給において、同法附則第3条の支給要件を満たしていれば、当該脱退一時金の受給を可能とすることに伴い、同法附則第2条の2の脱退一時金の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、他の企業型記録関連運営管理機関等、個人型記録関連運営管理機関又は国民年金基金連合会に対し、必要に応じて、当該請求の裁定に必要な記録の提供を求めることとする(DC則の改正)。</p>	<p>2022年5月1日 施行予定</p>
ポータビリティの拡充に伴う措置	<p>①令和2年改正法第20条等の規定により、企業型年金から企業年金連合会(通算企業年金)への移換を可能とすることに伴い、以下のとおり改正を行う。</p> <p>イ 移換の申出は企業型記録関連運営管理機関等を通じて行うものとする。(DC則の改正)</p> <p>ロ 移換の申出を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者であった者に係る氏名等を記載した書類又は磁気ディスク等を企業年金連合会に提出するものとする。(DC則の改正)</p>	<p>2022年5月1日 施行予定</p>

	<p>ハ 存続連合会について、ロに準じた改正を行う。（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）の改正）</p> <p>②令和2年改正法第20条等の規定により、確定給付企業年金の残余財産を個人型年金に移換することを可能とすることに伴い、当該移換の申出を受けた清算人は、終了制度加入者等（令和2年改正法第20条の規定による改正後の確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第82条の4第1項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）の氏名等を記載した書類又は磁気ディスク等を国民年金基金連合会に提出するものとする。（確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）の改正）</p>	
企業型年金加入者の個人型年金加入の要件緩和に伴う措置	<p>○令和2年改正法第23条の規定により、企業型年金加入者が個人型年金に加入するための要件が緩和されることに伴い、以下のとおり改正を行う。（DC則の改正）</p> <p>イ 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況、個人型年金加入者掛金の拠出に資する情報等を、企業型記録関連運営管理機関等の電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電子通信回線を通じて企業型年金加入者の閲覧に供する方法により当該企業型年金加入者が閲覧できる状態に置かなければならないこととする。</p> <p>ロ 企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者について、イに準じた改正を行うこと。</p>	2022年10月1日 施行予定

2. 「確定拠出年金制度について」（法令解釈通知）の改正案

主な改正項目の概要は以下の通りです。発出日は令和3年（2021年）7月（予定）とされています。

表題	概要	適用日
企業型年金規約の承認基準等に関する事項	○ 企業型年金の加入可能年齢の引上げに伴い、「一定の年齢未満」の従業員とすることを定めることができるものとするが、確定拠出年金は従業員の老後の所得確保を図るための制度であって、この「一定の年齢」を60歳より低い年齢とすることはできないものとする。	2022年5月1日 適用予定
運用の方法の除外に関する事項	○ 既に保有している運用の方法の売却を伴わない方法により除外することができることとする。	2021年7月（予定） 適用予定

3. 確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等についての改正案

主な改正項目の概要は以下の通りです。発出日は令和3年(2021年)7月(予定)とされています。

表題	概要	適用日
企業型年金規約の承認基準に関する事項	○ 企業型年金の加入可能年齢の引上げに伴い、「一定の年齢未満」の従業員とすることを定めることができるものとするが、確定拠出年金は従業員の老後の所得確保を図るための制度であって、この「一定の年齢」を60歳より低い年齢とすることはできないものとする。	<u>2022年5月1日</u> <u>適用予定</u>
事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項	○ 規約承認事項に以下の内容を追加する。 事業主掛金を企業型掛金拠出単位期間を1月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法以外の方法により拠出する場合又は企業型年金加入者の区分に応じて確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第11条各号に掲げる額を超えて拠出する拠出区分期間がある場合のいずれかに該当するときは、その旨が定められていること。	<u>2022年10月1日</u> <u>適用予定</u>

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-5404-3081